

## 09 厚生労働省 特区第16次 再検討要請回答

|               |                   |          |         |
|---------------|-------------------|----------|---------|
| 管理コード         | 090040            | プロジェクト名  |         |
| 要望事項<br>(事項名) | 介護予防通所介護の指定基準の緩和  | 都道府県     | 東京都     |
|               |                   | 提案事項管理番号 | 1012010 |
| 提案主体名         | 特定非営利活動法人 介護予防研究会 |          |         |

|             |   |
|-------------|---|
| 制度の所管・関係府省庁 | 厚生労働省   |
| 該当法令等       | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  |
| 制度の現状       | <p>①人員に関する基準(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第97条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活相談員 1以上</li> <li>・看護師又は准看護師 1以上</li> <li>・介護職員 利用者の数が15人までは1以上(それ以上5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上)</li> <li>・機能訓練指導員 1以上</li> </ul> <p>②事業所評価加算(指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準)別表の6のへ 100単位</p> <p>③介護予防通所介護計画書の作成(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第109条第1項第2号)</p> <p>④設備に関する基準(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第99条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食堂及び機能訓練室(3㎡×利用定員を乗じて得た面積以上)、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備等</li> </ul> <p>⑤介護予防通所介護費(指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準)別表の6のイ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)要支援1 2,226単位</li> <li>(2)要支援2 4,353単位</li> </ul> |

|                 |  |
|-----------------|--|
| 求める措置の具体的内容     | <p>要支援者や軽度要介護者の個別機能訓練を専門的に行う介護予防事業単独の事業所を起業しやすくするために、下記の指定基準の変更及び緩和を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①人員基準にある生活相談員、看護師をなくし、機能訓練指導員の雇用充実を図る。</li> <li>②事業所評価加算を廃止し、特定高齢者の運動機能評価の事前、事後評価加算に変える。</li> <li>③通所介護計画書なくし運動器機能向上計画書のみでよいとするなど、書類の簡略化を図る。</li> <li>④設備基準を緩和しスポーツセンター、治療院でも開設できるようにする。</li> <li>⑤月単位の介護報酬を廃止し、一回単位とする。</li> </ul> |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>新健康フロンティア戦略において膝痛・腰痛対策が介護予防には重要であることが掲げられた。しかし、ほとんどの通所介護事業所(デイサービスセンター)は、予防通所介護と一体的に行われるため、認知症や車椅子などの重度要介護者の介護が主体になって、要支援者や軽度要介護者の個別機能訓練が専門的に行われていない。そこで、介護予防通所介護の指定基準の変更及び緩和を図ることにより、専門的な介護予防事業単独の事業所を起業しやすくすることで、膝痛・腰痛を有する要支援者や軽度要介護高齢者が筋力トレーニングや痛みの管理などを専門的に行う事業所を増やし、より効果的に高齢者の生活機能の低下を防ぐことが可能になる。</p>  |

## ○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答  | 措置の分類 | C | 措置の内容 | Ⅲ |
|---|-------|---|-------|---|
| <p>①介護予防通所介護とは、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、老人デイサービスセンター等において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認等の居宅要支援者に必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うものである。</p> <p>したがって、生活に関する相談及び助言等を行う従業者である「生活相談員」及び健康状態の確認等を行う従業者である「看護職員」については、いずれも介護予防通所介護を提供するために必要不可欠な人員であることから、人員配置基準から除くことはできない。</p> <p>②事業所評価加算については、介護サービスの提供による状態の維持・改善を介護報酬上評価するものであって、利用者の自立支援に向けた事業者の自発的取組を促すものであるから、廃止することは適切ではない。なお、介護予防通所介護の実施にあたっては利用者の状況を把握し、サービス計画期間終了時には利用者の目標の達成状況を把握することを当然行うべきこととして義務づけており、こうした取組は介護報酬上既に評価しているところである。</p> <p>③介護予防通所介護計画書は、介護予防通所介護サービスを一人一人にふさわしいサービスとして提供するため、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえた指定介護予防通所介護の目標や、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載したものであり、廃止は困難である。</p> <p>なお、平成20年8月から運動器機能向上計画に相当する内容を介護予防通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって運動器機能向上計画の作成に代えることができるものとし、書類の簡素化を図ったところである。</p> <p>④食堂、機能訓練室、静養室及び相談室の設置等の設備基準等の指定基準を満たしている場合には、スポーツセンター、治療院であっても指定介護予防通所介護事業所としての指定を受けることが可能である。</p> <p>⑤介護予防通所介護は、利用者の状態に応じた必要なサービスを柔軟に提供するため、介護報酬上月当たりの包括報酬としているものであり、一回単位とすることは適切ではない。</p> |       |   |       |   |

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| 再検討要請   | <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>   |   |             |   |
|---|---|---|-------------|---|
| 提案主体からの意見   | <p>1.④の「設備基準を緩和しスポーツセンター、治療院でも開設できるようにする。」の回答が「設備基準を満たしている場合には、治療院であっても指定介護予防通所介護事業所としての指定を受けることが可能である。」とあったが、基準を満たしておれば、治療院のスペースで開設できると解釈してよいのか。2.①の「機能訓練指導員の充実を図る」において、鍼灸師は機能訓練指導員の資格要件として認められていない。鍼灸師は、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師と同じ3年制の学校教育を受けた国家資格である。鍼灸師だけを除外した理由をお答え願いたい。3.①の生活相談員の資格要件には、質の担保としての整合性が無い。</p> |   |             |   |
| 再検討要請に対する回答   | 「措置の分類」の見直し   | C | 「措置の内容」の見直し | Ⅲ |
| <p>(1. について)介護保険法に基づく食堂、機能訓練室、静養室及び相談室の設置等の設備基準等の指定基準を満たしている場合には、「治療院」であっても指定介護予防通所介護事業所としての指定を受けることが可能である。なお、指定基準においては、それらの設備は、専ら当該指定介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならないとされている。</p> <p>(2. について)鍼灸師については、治療を目的とするサービスを提供する資格である。介護サービスにおける機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有するものであって、鍼灸師を機能訓練指導員として位置づけることは困難である。</p> |   |   |             |   |

(3. について)生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められている者でなければならないとされており、資格要件の整合性がないとの指摘は該当しないものと考えられる。

なお、同等以上の能力を有すると認められている者については、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」(平成12年3月17日付厚生省老人保健福祉局長通知)第1の4において、「社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者」とお示ししている。